

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告第9号

職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第19号）第4条第2項の規定により、平成30年度における職員の退職管理に関する条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年9月2日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 松井 一郎

再就職状況	再就職者数
管理職職員であった者の再就職状況（課長級以上） （職員の退職管理に関する条例第4条第2項第1号に定めるもの）	0人
勤続期間が20年以上の職員の再就職禁止団体への再就職状況 （職員の退職管理に関する条例第4条第2項第2号に定めるもの）	0人
契約相手方団体への再就職状況（※1） （職員の退職管理に関する条例第4条第2項第3号に定めるもの）	0人
職員の役員就任実績のある団体への再就職状況（※2） （職員の退職管理に関する条例第4条第2項第4号に定めるもの）	0人

※1 離職前5年間に自らが契約相手先の選定、契約金額の決定に関する事務に携わった団体へ再就職した者の状況（但し、単年度の契約金額が300万円以上の場合を対象とする。）

※2 職員が過去10年間に役員として再就職した実績のある団体へ新たに役員として再就職した者の状況